議会改革に関する特別委員会会議記録(概要)

令和2年8月18日(火)

開 会(午後1時30分)

【議事】

ハラスメント規定を含む政治倫理条例の見直し、議会BCPの策定、予算の委員会付託のあり方に係る参考人からの意見聴取

越阪部委員長

はじめに、廣瀬先生におかれましては、本日、ご多忙のおり、所沢市議会、議会改革に関する特別委員会のために急遽の依頼にも関わらず、お越しくださり、誠にありがとうございます。

当委員会は本年第2回定例会で設置してから、「ハラスメント防止対策」、「議会BCP」を主に調査・研究の対象としまして、これまでに委員会を3回開催し、各会派の意見などの確認を進めてまいりました。

本日は、委員会でのこれまでの協議内容をご説明させていただいた後に、意見交換をさせていただきたいと思っております。

短い時間ではございますが、よろしくお願いします。

それでは、協議内容の概略について、島田副委員長から説明をお願いします。

島田副委員長

廣瀬先生、本日はお忙しい中、ありがとうございます。事前に先生には

私たちが先日作成した叩き台の資料はお渡ししております。先生は今日、パワーポイントを使いながら、いろいろと解説等をしてくださるということですので、一度、先生のお話をまず聞いた上で、今、特にメインになっている政治倫理条例、議会BCPのところについて先生と意見交換をさせていただいて、よい形のものを作っていけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

【参考人の意見陳述】

廣瀬参考人

資料を事前にいただきまして、一つは政治倫理条例の特に請負の範囲に ついて、どういう観点で考えていくのかというお話と、予算の審査の仕方 についてという資料もありました。それについての私なりの考え方、議会 BCP、特にこの半年あまり、これまで主にどこの議会も自然災害等を想 定しながらBCPについて考えてきたところが、そうではない形の緊急事 態に対応する、特に議会というのは人が集まって議論をする場ですので、 参集できない、あるいは参集を通常のようにはできない場合に、議会の機 能をどうやって十全に発揮していくかという観点から、どういうところに 検討課題があるかということを、いくつか事例を持ってきました。ただ、 参考人ということで質疑応答を主に想定していましたので、重点的に話そ うと思った項目だけ簡単なスライドだけですので、研修会のときの講演の ような感じでまとまったものではありませんので、その点はご容赦いただ きたいと思います。

政治倫理条例について、請負の辞退の範囲については相当、自治体で地 方自治法の規定どおり以上のことはないところから、かなり幅広く請負を 辞退するというふうになっているわけです。地方議会の研修などに呼ばれ ますと、例えば、どこに線を引くべきなのかということを、基準はあるの でしょうか、みたいな質問を受けることもあるのですが、私は、一律の基 準はできないと思っています。例えば、東京都青ヶ島村、人口160数名 の村で、請負禁止の範囲を厳しくやったならば、少なくとも島内の業者は 全く役場の仕事ができなくなってしまうかもしれません。他方で、160 数名のコミュニティの中で、何か利益相反が顕在化するような、村人全体 に対して負荷をかけて誰かがぼろ儲けするような商売ができるかという と、社会的な規制が事実上働いて、そういうことは恐らくできないし、普 通に生きていればなさらない。そういうことをするようなタイプの人はそ の小さなコミュニティの中でそもそも議員に選ばれていない、というよう な規制が働くと思います。ところが、非常に大規模で、実質的にローカル な情報流通度が高くない、つまりローカル紙とか口コミとかそういうもの では、ローカルな様々な話題が流通しきらないようなところ、360万人 を超える横浜市、そこ程ではなくても、政令市のような巨大な都市におい ては、そういう社会的なコミュニケーションによる規制というのは働きに くい。他方で、事業者も多様に沢山いて、また、議員も専業でやっていけ るだけの報酬も得ている。実際には、家族が経営している企業というのが 大変悩ましくなってはくるわけですが、そこについても、ある程度、厳し

い規制というか、請け負わないよう努めるものとするみたいな形にしたと しても、実際上、域内の事業者の中に担い手は存在するし、また、他方で、 そういうところのコントロールを幅広くしていかないと、自然に社会的に 変なことは起こらないようなメカニズムが働くかというと、大都市までい ってしまうと、なかなか働きにくい。であるならば、一定の条例のルール の下で幅広く抑制しようとならざるをえない。ならば、34万人の都市な らどうなのか、というようなことをここでは検討なさるべき、ということ だと思いますが、恐らく人口30万人台の都市としても、多少、土地勘の あるところで比べますと、東京都中野区と埼玉県所沢市ではやはり地域性 が違うと思います。中野区の場合には、一つは特別区相場の報酬で専業議 員が多い、もう一つ、人口の流動性は所沢よりもはるかに高い。20代以 下の住民はそれこそ毎年10数%以上入れ替わっているというような流 動性です。大学生とか、最長でもそこに4年しか住まないというタイプの 10代から20代までの住民も沢山いますし、中野駅前の巨大な大学の学 寮があるのも御存知かもしれません。そういったことを含め、非常に流動 性が高く、他方で、中野区ローカルのコミュニティ、コミュニケーション というのが存在するかというと、所沢市よりも更に希薄だと思います。そ ういうところと、所沢は大変難しい端境にあるかなと個人的には思います けれども、ある種の社会的環境、コミュニケーションの状況で言うと、実 人口30万都市なんですけど、ある種のコミュニティとしては、せいぜい 10万都市的コミュニティが基盤にあるという感じがしています。それは 元々の地域性、所沢で生まれ育ったという人たちのコミュニティ、そういうことの上に流動性の高い新興住宅地、ただし新興住宅地でも長年暮らしてきて、何十年そこに暮らしてきて、もうそこが終の棲家というタイプの人もいる。そういう、2層構造ないしは3層構造ぐらいになっている中で、基盤の1層のところは割とそれほど大きくない都市のコミュニティが今も相対的には維持されている。相対的にはというのは、例えば、地方都市の、今も昔も10万都市というところほどのコミュニティはおそらく、相対的には希薄だと思いますが、同じ30万都市の中でも極めて全体として流動性の高い中野区のような地域とはだいぶ違うのではないかと。ならば、どれぐらいで線を引こうか、そのあたりの相場観ということが問われるのかなというふうに思うところです。

もう一つ、これは様々な地域で伺うのですが、議員が地域の公共活動に どう関わっていくかということについて、この政治倫理の関係から制約が ある程度かからざるを得ない。あまり厳しくかけてしまうと、今度は、地 域の公共的な活動の担い手が、自分が議員になってしまうと、その公共活 動そのものに支障をきたすから議員にはなれないのだという選択をせざ るを得なくなる場合があるということです。地域社会の公共的な貢献をし ている、そういう活動の経験を持っている人が、議員の一定割合存在する ということは、それ自体は望ましいことだと思います。ただ、議員になっ た後も、その活動の中心的な立場、例えばNPOであれば理事長であると か、そういう運営の主軸を担うような立場であり続けることと、議員とし

ての立場というものの間には、やはり、例えば、公民共同で地域の公的な 政策の執行に関わるようなことを、その公共団体が担おうとすると、一定 の制約というのが出ざるを得ないと思います。やはりそこには利益相反と いうものが発生するリスクというのがゼロではありません。他方で、これ が厳しいと、これはある自治体で実際に起こったことですが、地域でNP Oとして様々な貢献をしていた人の中から、そのNPOの主催者であった 理事長であった人を、形式的にと言ったら語弊があるかもしれません、立 場としては理事長を退いたものの、企画運営の面ではどうしてもその人が 中心となって動きながら、市議会議員にもなったという人がいました。地 域興しに関するNPOだったので、行政や自治体の政策と関わらないとい うわけにはいかない。結局、4年間で議員を辞めるという決断をしました。 自分が信頼できる人を説得して、彼の住んでいる地区からまた別の方が出 たようですが、やはり自分は、自分の能力を最大限生かせるのは議員とし ての仕事以上に、NPOでの地域活動、それが地域に対する貢献度として も高いのではないかと思ったと。20人程いる議員の中の当選1回の一議 員としてできることよりも、その地域の中で貴重なNPOの主催者として 動いた方が、やっぱり自分は地域のためになるというふうに判断されたよ うです。これは直接、政治倫理条例に関わることではないけれども、利益 相反的な関係にならないように真剣に考えれば考えるほど、議員であるこ とと、ある地域まちづくりのNPOの中心人物であることという両立のし がたさというものを考えたということだと思います。この構造はやはり、

残念ながら、完全に自由になるというわけにはいかない。特に、今の団体 の場合には、実質的に非常に属人性が高い、その中心人物の企画能力であ るとか、協力してくれる人をつないでいく、コラボレーション、まとめて いく力とか、それに依存をして活動がうまく回ってきている、だから、運 営上の団体の経営責任的な意味での責任は誰かに譲ることができたとし ても、実質的に中心であらざるを得ない人間であった、ということで、な かなか難しかったわけですが、逆に、裏返して言えば、属人的にその団体 の活動意義とか活動の有効性が担保されているところであればあるほど、 不幸にして利益相反的な関係になったときにそれが実質的に問題になる、 問題性が強いということも残念ながら事実です。なので、属人性の強い団 体が地域の中にあり、その人が地域の公共的な意思決定とかそれに対して 関わることへの強い意欲を持っていた場合、どこかでどちらかを引く、と いうことを迫るという仕組みは持っていた方がよいと。それを政治倫理条 例がその線引きをうちの町ではその地域性に鑑みて、ここで一旦線を引い ているんです、ということを明確に予めしていることというのは重要で す。その条例があることを前提に、自分の活動のメインのステージをどっ ちにするかということを、本人が選んで、それを選択するということが予 め条件が定まっていて、それに従って行動する。周りの人もそういうふう なルールの上でこの町が動いているということを認識した上で、そういう 議員を支えたり、NPOを支えたりしていくということで、それによって 地域の公共活動が、いたずらに制約を受けることにも繋がらず、かつ、利 益相反とかそういう問題性を最小限に抑制できるということなのではないかと思っております。

予算についてですが、結局、予算委員会とか予算常任委員会、予算・決 算常任委員会にしているところもあるわけです。だんだん、どうなってい く、収れんしていっているかなと、まだそれほど強くではないのですが、 緩やかにそういう方向への収れんが少し見えつつあるかなと思っている のは、予算委員会というより予算・決算常任委員会を全員参加の委員会と して作る。その基で、一般の各分野別常任委員会と同じメンバーシップで 分科会を構成していると。あるいは小委員会と言ってもよいですが、予 算・決算常任委員会の第1分科会、第2分科会というふうになっていて、 予算というのは議案として1つであり、特に当初予算の場合には、一般会 計、特別会計を含めて予算全体像を巡って議論をして、個々の部分ではさ ほど問題はなくても、全体で見た場合にはどこか問題はないのか、とか、 財政的健全性は全体を通して保たれているかとか、そこも審査しなくては いけないので、そういう全体に対する審査責任は予算委員会全体が負わな くてはいけない。だから、まず、議案全体としては、例えば当初予算だっ たら一般会計の当初予算という議案全体は一つの委員会がちゃんと付託 を受けて、それについての判断をする。ただ、全体について判断をしてい く上で、事業分野別の予算はどうなのか、ということについても審査しな ければいけない。それらの審査を踏まえて更に全体としてどうだ、という ことになっているので、やはり全体会と分科会という構成がふさわしいわ けですね。各分科会で、各分野別になってきたら、これはそれぞれの政策 分野を扱っている常任委員会の委員が一番詳しいわけであるし、例えばそ れに関連する条例はどこに付託されるかというと、その常任委員会に付託 されていきますから、部分部分については、分科会でそれぞれが分担して 議論をして、4つだったら4つの分科会から上がってきた結論、それぞれ の領域についての判断を総合的に更に判断して、委員会全体でもって、委 員会の結論を出し、本会議に、となる。本会議と予算、あるいは予算・決 算常任委員会って同じじゃないか、ということになるのですが、開き方と しては、全体会は本会議場で本会議と連続した時間帯で開いても構わない とも思います。ただ、やはり委員会としての実質の内容に関する審査をす る場だ、という委員会としてのルールに基づいて委員会審査をした上で、 最後、そういうふうにその場でやっていれば、予算委員会の全体会の委員 長報告は簡便でよいと思います。省略でもよいかもしれません。その上で、 最終的に議案の決を採るのは本会議というふうにする。補正予算になって くると、今度は、一旦は補正予算で上がってくる議案そのものは、補正で 実行することになるその特定の事業に関することのみかもしれませんけ れども、それが入ることによって今年度の予算全体としてどうなのか、と いうことについての最終的な判断責任はどこかがやはり持たなくてはい けないので、それはもう、本会議と兼ねているみたいな形でも構わないと 思いますけれども、予算委員会に一旦は付託をした上で、これは第1分科 会で審査してもらう、というふうに第1分科会に下ろして、その第1分科 会の結論を得た上で、そうすると予算全体の構成はこんなふうに変わって、例えば、構成比がこう変わって、基金はこれだけ減りましたとかそのようなことについての最終判断は予算委員会全体会で審査した上で、本会議で議決をすると。そういうことをやっていくということではないか。議長席に委員長が座るのか議長が座るのかとか、そういう手続的な点では少し切り分けというか整理は必要なのですけれども、物理的には全員が集まる場というのは本会議は議場としてもふさわしいだろうし、議場で本会議と予算委員会全体会というものをうまく連動させて開くというようなことを考えてもよいのかなと思います。

議場でやると、これはむしろ委員会室からも中継できるようにした方がよいということは、ちょっとまた別の話としてありますが、現状として、ネット中継その他にしても、議場が一番そういう公開度を上げるための装置等も整っていますから、予算全体に関する審議の場を中継するとか、そういうこともできる場であるというメリットもあるかなと思います。

コロナ感染症禍での議会版BCPについての論点ですが、自然災害を想定していたときと一番違うのは、参集できないという危機が起こりうるということです。参集できないというのは、例えば議員だけであれば、議場は物理的にやや閉鎖的な空間であるとかそういうようなことで制約が仮にあるとすれば、空間を変えれば、今回の本会議はどこに参集する、議場としての指定さえずればよいので、広いところでやって構わないわけです。そういうことはできるのですが、一つは公開性との関係で、傍聴を御

遠慮ください、御遠慮くださいというのは自発的に遠慮してくださいとい うお願いだから、法的には非公開にしていないと言い張れれば言い張れな くはない。ただ、本当にそれで地方自治法が地方議会の会議、つまり本会 議は公開を原則とする、秘密会という特別な意思決定をした場合でなけれ ば、公開されていなければならないと義務付けをしていることを考える と、なかなか、参集できないというときに、議員だけの参集のことさえ考 えればよいというわけにはいかない。他方、確か2011年の3月議会の 一般質問を文書による質問に切り替えられた、所沢市議会基本条例によっ て文書質問の制度を持っておられますから、3.11の後、所沢自体とい うよりも、対外的な救援等もあるし、計画停電も始まっていましたから、 そのような時期に一般質問のために長時間、行政の職員を拘束する形での 議会運営は控えようということになったというふうに伺っています。これ は一般質問に関して言えば、ある程度それによる代替性というのは保たれ るのだろうとは思いますが、議案に関する質疑などについて、文書による やり取りだけで、議案に関する決定をしてよいだろうか、ということにつ いては、やはり、合議機関である議会で、複数の人から同じ議案について 違う目の付け所で議論が行われて、それを総合して全体で判断するという ことによって、例えば、チェックがきっちりと目が行き届くと。あるいは、 議論のプロセスによって、この政策はここが課題なんだなぁということを 住民に対してわかりやすく示すことができると。そういうような議会の合 議体としての、合議体ならではの機能ということを考えると、文書による

代替というものには限界があると思います。であるならばどうするのかと いうことについての、選択を迫られているのであります。本会議以外の場 で、実質的にはそれができるという事柄については、最大限、オンライン 化することを考えておくべきではないかというふうに思います。議会制民 主主義の祖国のようにも言われる英国議会が、この春以降、Zoomなど による会議をかなり積極的に使っている。さすがにまだ議決をオンライン でやるということまでは踏み切っていないと聞いていますけれども、それ 以外の審議についていうと、できるだけそれをオンラインでもできるよう にしようということを積極的に挑戦しています。感染状況がとても日本の 比ではないぐらい深刻でもあるのですけれども、ただ、総務省からの事務 連絡が来て、条例に書いておけば委員会はオンラインでやってもいいよ、 だけど定足数、一定数以上の議員が出席しなければいけない、議案の議決 によっては、特別多数議決で通常の2分の1ではだめな場合もありますけ ど、その出席というのは、議場に参集していることだ、というのが自明の 定義ですというのが、今の総務省の考え方です。それを想定すると、少な くとも、本会議を公式に開いて議決するという行為、あるいは、議案の上 程とか付託、こういう手続は全部、本会議が成立しないとできませんから、 そういう手続的な面は、人が集まっていないとできないと言われていま す。言われていますというか、総務省はそういう事務連絡を発しています。 これに対しては、例えば、公益法人制度の中で、参集しなくても公益法人 のガバナンスを保てるための仕組みを予め寄附行為等に定めておくこと

で、可能にしているということのバランスから、少し、例えば、条例によ って、出席が、実質的な出席、例えばオンラインでの参画も、双方向で議 論ができ、かつ、本人の意思の表明が確認できるようになっていれば、そ れで出席とみなすというのを、例えば、条例によって、議会基本条例で出 席についての定義をしておくというような形で、可能だとした方がよいの ではないか、それが他の法律上の様々なタイプの法人のガバナンス、意思 決定の公正さを保つための制度とのバランスからいってもふさわしいの ではないかという議論もあります。総務省の通知はあくまでも技術的なア ドバイスですので、仮にオンライン本会議をやって議決をした議会があっ て、それによって影響を受けた住民が、住民訴訟を起こして、それで判決 が下るということでもない限り、なかなか法解釈権は最終的には裁判所に ありますから、なかなかそこまではいかないかと思いますけれども、これ までの日本の裁判所の議会におけるいろいろなルール、手続に関すること で言えば、条例による手続きを公正にちゃんと行っていた場合に、それを ひっくり返すということは、よほどのことがない限り、よほど明確に違法 な条例でない限り、しておりませんので、そこは少し踏み込んでも問題は ないのかなと思うところです。ただ、とは言っても、あの総務省の事務連 絡があるにも関わらず、あえて正面から弓を引くか、と言われても、その 必然性がなければ、まぁそこまでする必要もないだろうとは思います。そ こでですね、本会議に参集できないと言っても、換気とか、マスクとか感 染防止の手立てとか様々なことによって、できるだけ短時間で密度を下げ

て、一定の参集が絶対できないかというと、そんなことはないという現実 もありますから、傍目で見ていても、こんなに密集して議論していて大丈 夫かと思われる国会でも、幸いにしてまだ、国会クラスターというのは生 じていないわけですから、議会ができないわけではなさそうだなとは正直 思うわけです。ただ、長時間、それこそ、口角泡を飛ばしてというような 言葉は、まさに飛沫感染そのもののリスクですから、その意味で言うと、 手続き的な要素で、法的にもそこについては軽んじてはいけないところに ついて、きっちりと押さえるというところだけは、粛々と参集をして、注 意を払いながら参集をしてやるけれども、実質的に時間をかけて議論をす るとか、あるいは、予め、資料を取り寄せてそれを精査した上で、それに ついての質疑を行うといったことについては、例えば、Zoomなどオン ラインツールを使っても実質的なところは可能なのではないかと、そうい う実質的な、審査や論点整理と、最終判断を切り分けることによって、一 定の時間をかけた、議論の密度という意味では密集した議論をオンライン でさばいておくことによって、短時間の本会議でふさわしい適切な意思決 定ができる、そんな組み合わせ方の仕事の仕方というのもあるのではない かと。そのときにどう公開性を担保するか、リアルタイムでも、これはど んなツールかによるのですけれども、いわゆる発言者を制約できる機能を 持っているオンラインの会議ツールで、だけど見るだけだったらいろんな 人が自由に見られるということは可能ですので、例えばそういう形でオン ライン会議の公開性も担保しながら、実質的な審議は議員がそこで行う。

公開性について言うと、できるだけ広い場所でやっておいて、オンライン といっても、誰かは必ず物理的にどこかでやっているわけですから、例え ば、正副議長とか、正副委員長はある程度距離を置いて、このあたりのど こかでやっている、そこには傍聴しようと思えば傍聴席もあって、その正 副議長が見ているのと同じ画面、オンラインで参加している人たちの顔や 発言もその場で聞けて、議事進行していくさまもそこで見られるというよ うな形もあると思いますし、傍聴の方もオンラインで参加されるというよ うなこともあるだろうと思います。議会において、Zoomの活用が非常 に広がりました。委員会ならば法的にも可能だ、ただし、条例で決めてお いてくださいというのが総務省の言っていることなのですが、それはまさ に、委員会条例や、議会全体に関わることなので、BCP計画というより は、ここはやはり、条例の担保に基づいて、それをどんな場合にはどんな ふうに使うということはBCPの計画の中に書く、というような形になる のだろうと思います。段取り、打合せ、論点確認などがしっかりとできて いれば、最後は整理された審議で、本会議で意思決定ができる。その前段 階については、意思決定の手前の段階での裁判員裁判における、実際に裁 判員の前で行う裁判に入る前に、論点をきっちりと整理しておいて、日数 的に極めて短期間の間に、しっかりともれなく論点を出し尽くして判断が ちゃんとできるように事前の整理をしっかりとしてあるわけですけれど、 議会においても、その事前の整理をしっかりするというプロセスをオンラ インツールなども使いながらしっかりとやった上で、裁判員裁判の本当の 法廷のような場面を、例えば本会議として議場で行うというような切り分け方、整理の仕方というのはあるのではないかと思います。他方、200mを使うようになって、よく、指摘されるようになったのが、特に緊急事態宣言の中で外出の自粛をしていたようなときに、身近な人とは遠くなって、遠くの人と身近になったということを言った人がいます。北海道、沖縄の方に、例えば首都圏に来ていただくというのはやはり大変、我々は大して負担はないわけですが、来ていただく方に大変な負担をおかけしているわけです。ところが、そういう人と、ちょっと情報交換したいから、毎週定例でミーティングをやろう、ということが簡単にできるわけですね。お互い、自分のオフィスに居て、パソコンに向かっているだけでコミュニケーションが取れる。いかがでしょう、オンラインでの視察を受けられたりしましたか。

島田副委員長

そこはまだ議論をしているところである。

廣瀬参考人

オンライン視察、あちこちから殺到すると、それはそれで時間的には大変になりますけれども、出張の交通費等を考えると、これまで一年の間に 北海道の何々町と沖縄の何々村と、九州の何とかと、四国の何とか市がこ の問題について先進的に特徴的なことをやっているから、全部話を聞きた いねとなったときに、なかなか議員を手分けして行くという手はあったか もしれませんが、なかなか難しい、限界があったことに対して、それも自 由にできるわけです。また、市民とのコミュニケーション、例えば、議会 報告会も、もちろんその場にいるからこそ話がしやすい、質問もしやすい という人もいらっしゃるのも確かなので、これはできるのであれば、当然、 物理的にというか、実際に参集しての報告会をやれればやったほうがよい と思うのですが、確か、5月は所沢市議会でも見送られたのですよね。そ の代替策として、特にやはり、参集するリスクが高いということだと、あ まり気にせず参加される方もいらっしゃれば、非常にやはり自分の健康リ スクとかいろいろなことを考慮して慎重にならざるを得ない方もいらっ しゃいますから、そういう人たちに対して、ここは頑張って、思い切って やろうよ、消毒薬とか用意して十分に配慮してやるから、といっても、そ れでも躊躇されるような方に、参加の門戸がかえって閉ざされるという面 もないわけではないので、と考えると、物理的にある程度までは参集でき るけれども、例えば、病気をお持ちの方とか、特にリスクが大きいと判断 されているような方が、それでも参加できるチャンスをと考えると、並行 してオンラインでも参加できるチャンスを全ての日程でなくてもよいの ですが、何回かの日程、所沢の場合で言えば、各月に2つずつやっておら れますけど、一方はオンラインでも参加できるようにするとか、そういう ような配慮というのは、これからの時代、リスクゼロにはなっていかない と思いますので、その間の対応としては必要なところなのではないかと思 います。所沢市が他の自治体から見て、どう見られているかという感染状 況についてですね、埼玉県内でも、市の中でも、さいたま市、川口市、所 沢市は非常に人口に対しての比率でいうと高いですよね。例えば、岩手県 のある議会が所沢の議会改革に関する特別委員会の活動について視察を したいとは思うものの、実際、足を運んでいいのかということには躊躇が ある、というような場合、そのような場合にもやはり、オンラインでのコ ミュニケーションのチャンネルを持っておく、単なる外に向けてのサービ スということだけではなくて、今度は逆に、うちからそちらへ視察に行っ ていいですかと問い合わせても、いや、ちょっと待ってくださいと、しば らく前までは岩手県、感染者ゼロでしたから、実際に、その時期は、地域 外から来た方々は、一旦、自発的に自己隔離を2週間してくださいと、そ れから社会的に活動してくださいということを、事実上、お願いベースで はあるけれど、求められていたわけです。そこで、1泊2日で視察に行き ますというわけにはいかないですよね。そういう面でも、議会の権能を果 たしていく上で、やはりオンラインで視察に行く機能、受け入れる機能は、 行く側だけ求めて、受け入れはうちしませんというのは、相互的でないと、 やはり道義的にもどうかと思いますので、そういうようなレパートリーと いうか、活動メニューも持っておられた方がよいのではないかと思いまし た。

こういう時々刻々、事態が変わっていく、行政の方も数日間の間に何か 新しい手立てを打とうというようなことが起こりうるような場合には、何 か議会にかけなければいけない場合、軽微な手続き的なものについては専 決することはあるかもしれないけれども、そうでなければ臨時会をやりま すよと、概ねそういう関係性になっている自治体が多いのですけれど、臨 時会を開いたときに、臨時会ってこの案件をやるための臨時会ということ で開くわけで、その際に、コロナ対策云々ということで割と一般的な事項 を 1 個上げておけば、何でもそこに入れて対応すればよいというテクニッ クがないわけでもないのですけれど、そういうことに労力を払う必然性 は、ありますか。いえ、手段がないならそういうふうに知恵を働かせると いうのは一つなのですけれど、通年の会期という会期制度が自治法にある わけですから、それを設定しておくことによって、随時、必要な案件が出 てきたら、その都度、議長が本会議を開催すればよい、というふうにして おけば、それで済むので、そのこともぜひ、ご考慮ください。もう一つ、 緊急事態の場合には、ある意味、思い切り最大限の反応をまず政府がする、 という形で4月には公式の場でもきっちりと行われたわけですけれども、 今回は緊急事態宣言を発しない、GO TO キャンペーンはあるけれど も帰省については慎重にしてほしいとか非常にわかりにくい状況になっ てきたときに、このメッセージをどう読み解けばよいのか、何のリスクが 高くて何のリスクが低いのか、どういうことは社会的にやってもよいけど 何は慎むべきなのか、ということについて、わかりやすいリスクコミュニ ケーションが今、不足しているように感じます。もちろん、国全体のこと については、国の政府が、県のことについては知事が、ということですけ れども、ローカルに、例えば、この所沢の先ほど申し上げたような他市と 比べての感染状況についてどう受けとめ、特に市民生活の上でどういうと

ころに注意をした方がよいのか、というようなことについて、もちろん、 行政広報などをなさるわけですけれども、また、議員の皆さんが、議員活 動を通して得られた情報を個々に情報発信されているというのも存じて おりますけれども、議場で定期的にこのことについて議論がなされて、そ れを聞いていると、あぁ今はこういうことなのだな、ということがわかる。 地域差というのが非常にあるものですから、全国ニュースだけ見ていて も、おそらく十分な情報ではないのだと思います。多くの方が満員電車、 今はかつてほど満員ではないかもしれないけれども、電車で感染が非常に 広がっていると言われている、例えば、新宿に直結している私鉄電車が走 っている地域でもあるわけですよね。それから、地域に医療機関や福祉施 設等、失敗をするとクラスターが発生しやすい、そういう施設もあって、 残念ながら、個々のご努力にも関わらず、それがある程度発生してしまっ ている。そのためにこの状況だ、ならばどういうところに注意を払うべき か、というようなことのリスクコミュニケーションの場として、議会の場 で、これを市長も議場で発言をされて、というようなことを通して、一方 的な説明の場ではなくて、説明やあるいは説得の場ではなくて、いろんな 観点からこれはどうなんだ、どう受け止めるべきなんだ、これがわかりに くい、というようなことを双方向的に議論しているプロセスを公開してあ ることによって、昨今、記者会見での質疑応答が、リスクコミュニケーシ ョンの場だというような風潮がちょっとあります。そしてそれが不十分だ という批判もあるわけですが、これはもちろん、取材、一定の調査をしな がら豊富に情報を集めながら取材をしている記者が一定の役割を果たし うることは間違いないわけですけれども、その市の市政についての一定の 見解をもつ、見識をもつ、それから、地域の市民生活についての実感をも っている多様な人の集まりである市議会で、市議会議員と市の執行機関の 責任者である市長との間での質疑応答というのが、市民にとって得られる 有用な情報になるような場であること、そういうコミュニケーションの場 に市議会という場がなっているということが、すごく今、求められている ことなのではないかと思います。ローカルなメディアというものが、なか なか埼玉県内というようなところでは、ローカル紙が発達しているような 地方に比べると、やはり乏しいところがあります。そういう場合に、でも、 どこで行われたことならば比較的報道されやすいか、その内の一つは、や はり市議会です。市議会でこういうことについて、こういう緊急審議が展 開され、市長からはこういう説明があり、こういう質問に対してはこう説 明されました、みたいなことは、比較的取り上げられやすいです。そうい う意味での、社会の中に予めローカルメディアが、相当浸透したものとし て存在しているという地域ではないのであればあるほど、市議会自体があ る種のメディアであるというような心構えを持って、市議会の場にそうい う情報と質疑応答というものを、この場に豊富に実現していくということ を、まさにこれ自体もBCPの一環だと思います。そういう緊急事態であ るがゆえに、的確に、わかりやすい情報を市民に伝えるということの必要 性の高い時期でもありますから、的確な判断を市議会が行うということと 並んで、的確な情報提供を市民に行う、この2つの機能を議会の緊急事態における役割としては、いかに効果的に果たせるかという観点で、組み立てられていく、補強されていくということが大事なのではないかと思います。

用意してきたものについては以上で、後は質疑応答の場でお答えしたい と思います。

【参考人に対する質疑】

島田副委員長

最初、先生から政治倫理の方からお話をいただいたので、まず政治倫理、それから予算の関係、BCPについて、現在、所沢ではこんなふうに考えていて、それについて先生の御意見を伺うみたいな形で進めていけたらと思う。委員会で担当分けのような形でやっており、政治倫理の方は石原委員がいろいろと調べている。石原委員からこの間の政治倫理についての議論について、少しお話していただいた上で、疑問点等を先生にお伺いしていただければと思う。

石原委員

政治倫理条例について、いくつか論点を出している。政治倫理条例になってから、時間が経過しており、なかなか改正の機会がなかった。この間、議員の倫理上の認識が問われるような問題といったものが、全国でみても頻発している。昨今の社会情勢にあわせて改正できたらと考えた。

1つ目の大きな論点としては、先生にも御指摘いただいたが、議員が関

係する企業が市の公共事業等の請負契約をすることについてということで、実は平成30年度の12月議会に改正案を提出した経緯があるが、合意がされず改正には至らなかった。その時には、議員の2親等以内の方が企業の役員に入って、市と取引をしてはいけないというような内容だった。他市事例を見ても、更に厳しい内容にしているところもある。こういったところも参考にしたいと思っている。

ハラスメント防止に関する規定を盛り込みたいと思っている。議員同士の人間関係の中で人権を傷つけるようなハラスメント行為があった場合に、こちらを解決するための方法や、今までそうしたトラブルが生じたとしても、議員が届け出る届け先がきちんとしたものがなかった。あるいは、議員と市職員との関係の中でもそうしたことは必要なのではないかということで、この規定を議論する必要があると思う。

議員が所沢市からの補助金を受けている団体のトップ、長を務めることを禁止することを議論している。

議員が反社会的勢力等との関係を持つことを禁止する。こちらは現状の所沢市政治倫理条例にはなかったものだが、他市の事例を鑑み、民間では例えば、銀行で通帳を1冊作る際にも、あなたは反社とは関係していませんというような誓約書を書かされるので、こういった社会の基本となるようなところはうたっておいてもよいのではないか。ただし、あまりにも基本的なことなので、あえて記載することについてどうなのかという議論もあると思っている。

議員が品位を欠く行動をしてはならないという規定だが、多くの他市事例でもうたわれており、これは大きく掲げなければならないと思っている。所沢市も現状の条例の中では、行為規範という中で記載があるが、「市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような刑事事件等一切の行為又はその行為に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と少し難解な文章になっている。品位と名誉を損なうような刑事事件等というところにかかっていて、刑事事件じゃなければ平素の行為は品位と関わる、関わらないというところは意識しなくてよいのかというような話にもなりかねない。このへんは刑事事件云々問わず、他市事例にあるような、品位を重んじること、名誉を傷つけないことというような改正にしていきたいというような考えで議論をしていきたい。

大きく話すとそのようなポイントである。もし先生の方から、昨今、こうしたことで、より必要と思われることがあれば、御助言をいただきたいと思っている。

今のポイントの中からいくつか伺いたい。まず、請負関係、公共事業の関係なのだが、行方市議会の政治倫理に関する条例の第3条第7号で、地方自治法第92条の2の規定により、市と契約関係にある企業等の責任ある地位を得、役職を兼ねないこと。というふうにしている。2親等とかではなく、おそらく、企業の友達が市議会議員で、その友達を用心棒のように取締役に入れたりとかも念頭においているのではないかと感じた。後段では、市等の公共団体からの補助金により運営されている団体について

は、規則で別に定める。ということがうたわれている。この施行規則の第 2条第2項に、議員は原則として、前項に規定する補助団体の長になるこ とができない、とされている。その補助団体が具体的に何かというと、補 助金等交付規則に定める団体、行政に協力する補助団体、市民の福利に密 着する公営的性格の強い団体であると書いてある。その補助団体に該当し ないものとしては、補助効果の認められない、補助金額が零細なもの、な どの記載がある。この範囲についても、どのようにこれから議論をしてい ったらよいのかというところだが、まず、請負のところだが、行方市のよ うにかなり広い範囲での規制というものをとってもよいのではないかと、 行方市の人口が3万8,000人ぐらいということで、先ほど、中野区の 事例も言われていた。所沢よりもさらにローカルな情報コミュニティが小 さい、私が考えるのは、小さいコミュニティの中に登録事業者がいっぱい いて、ディープな情報をコミュニティが小さいといえども、取る環境にあ るということなので、やはり人口を考えても、広く規制をするというのは 必要なのかなと思う。所沢市も、このようなことにしてはいかがかと。補 助金の長を務めるところという部分について、議員が務めてはいけないと いうところについては、もちろん補助金は議決をしているし、その長とし て補助金を分配する立場にあるということは、当然、我々はうたわなくて も、自制的に辞退すべきであると思うが、改めて委員会で議論をしていな いけれども、いろいろな議員、あるいは地域のそういった代表者の方々に、 ざっくばらんに話を伺うと、議会が、あるいは議員がいくら厳しい条例を

作って、自らを拘束したとしても、同じ政治家と呼ばれるタイプの、立候 補を予定しているタイプの人たちが、こういった補助金団体の長という立 場で、例えば、商店会長、PTA会長、地域のまちづくり団体の長であっ て、毎年、少なからず金額を分配できる立場にあるというのも、拘束でき なければ、政治と市民の間の信頼というのは、そもそも成り立たないとい う意見も率直にいただいている。こうしたところで、例えば、議員が、こ うした団体の長に就任することを市の倫理条例で規制するとして、ただ し、市議会議員選挙から遡って、4年以内にこうした団体の長を務めてい たことが発覚した議員に関してはペナルティを行うとか、そうした厳しい ことというのは、なかなか法律で難しいのかもしれないけれども、ただし、 市民やその周りにいる人たちに対しても、所沢の市議会というのは、そう いった不正にはもう関われないのだということを非常にアピールするこ とが必要であると思う。これを含めて、何かアピールできるようなことに していきたいと思う。そういった点について、助言をいただければと思う が、いかがか。

廣瀬参考人

最後のところで、遡及するのはやはり、法的には無理です。ありうるとすれば、そういうことに過去4年以内にそういう団体の役員をやっていた場合には、その旨を公表する。やはり、政治倫理に関することというのは、利害関係などについても、登録して公表することによって、何か問題が起これば、どこにどう繋がっている人かというのがわかるという状態に置く

ことによって抑制する、そういう設計は割と行われるので、そこはありうることだと思います。実際に、確かに地域のいろんな顔役というか、いろんな役職として顔を売っておいて、それをステップにしてという言い方は大変失礼ですが、そういうことを下地に、市議会に打って出るという人はいらっしゃりうるだろうし、だからといって、それを立候補手続きが始まる前から、そういうことをやっていた人だからあなたは立候補できませんというのはおかしな話であるし、そうやって当選したからといってペナルティがあるというわけにもいかないし、あくまで、そういうことは、事実として公表されますということぐらいしかないのではないかと、率直なところ、思います。実際に当選されてからは、やはりそこは引くというのは原則だろうなとは思います。

行方市のことはわかりませんが、かなり古い時代の話として、地域でも聞いたことなのですが、九州の方のある自治体で、中学校の同級生の間で、議員と役場の職員と、今風に言えば反社の人と、こういう繋がりを同級生の中に作れれば、その町は支配できるみたいなお話があったりした時代もあるのだと、そういうような地域的な歴史を持っているところで政治倫理条例によってそういうところの不透明さみたいなものを正していこうとすると、ものすごく幅広くそういうことを、例えば、用心棒的に議員が役員の1人に名を連ねているからそこには手出しができないのだ、みたいな雰囲気を作るというようなことをしない、できないようにするというようなことが大事だという自治体があるということなのだと思います。あくま

で、行方市について知っているということでは全くありませんので、誤解 のないようにと思いますが、地域性というのはやはりそういう形で効いて くるので、そこをより幅広く、役員であること自体でもうだめ、というふ うにした方がよいという判断まで踏み込むのであれば、それが一定のやむ を得ない、それも、うちのような歴史のあるところでは、ということがな い限りは、ちょっとそれは、いくらなんでも、他方で、社外取締役とか、 逆な方向で、企業のガバナンスを透明化していったり、株主とその企業と の関係性の中でしっかりとした目の行き届くようにするために外部の有 識者を役員に入れるということも行われるようになってきて、企業の役員 というものの位置付けそのもののかつてとは違うわけですから、そういう ところも視野には入れる必要があるのかなと。ただ、もちろん、経営の実 質的な中心を担っている場合には、それは30万都市のようなところで は、そういう企業が、自治体の仕事の請負をするというのは、だめなのだ ろうと思いますけれども、それが、実質的にというのが難しいところで、 家族、親族等々が経営している、役職上、経営総責任者になっている企業 の実質的な経営者としての関わり方を議員が持っていた場合にはどうな のか、ということを、そうはいっても、どこかで線を引かざるを得ないと いうときに、2 親等までぐらいにするのか、とか、というようなところが 問われていると、そんな感じなのかと思います。反社云々についても、そ こを書くのかというと、書いた方がよい自治体があることは確かだと思い ます。ただ、認識が甘いかもしれないけれども、所沢市にはそれが必要な 地域なのか、という、わざわざ書くまでもない、というふうな個人的な印象ですけれども、そう思います。

品位を欠く行動ですが、例えば、熊本市議会の赤ん坊を連れてお入りに なった女性議員の話とか御存知でしょうか。その方はそれ以外にもいろい ろと物議を醸して、懲罰がどうだ、ということになっていて、半ば確信犯 で、懲罰を受けることによって問題提起をするという戦術があるのかもし れないという印象もありますけれど、つまり、そのときに何を盾にとって、 というか、何を根拠にして懲罰にしているかというと、品位なのです。品 位というのは、人によって捉え方が多様であり、その相対的多数派の人に とって、議員は普通、こういうことをしないよな、という行動が、場合に よっては全部、品位を欠くと言われかねない面をもっているわけです。議 員は品位を欠く行動をしてもよいのだと正面切って言ったら、そんなクレ イジーな話はないのだけれども、では、品位を欠く行動であれば何であっ てもやってはなりませんというルールをもつことが妥当かというと、そこ には結構なリスクも潜んでいるということなのです。価値観の相違とか、 それまでの社会的常識にチャレンジするような行動が時として品位を欠 く行動として、懲罰の対象になりかねないということが、他の自治体では 起こっているわけです。所沢市議会の条例の条文の、修文的にはあまり美 しくないなと正直思って、わかりにくい文章ではあるのですけれども、や はり刑事事件等という括り方をした理由としては、そういう品位を欠いて いいとは到底、もちろん言わないのだけれども、どういうことについては 明らかに品位を欠くかというと、刑事事件そのものであるとか、あるいは 刑事事件に深く関わっているようなこととか、そういうことはやはり誰が 見ても言語道断ですよね、そういうことはやっちゃいけないんです、とい うことを明確にすると同時に、なんとなく、あれは品位に欠けるんじゃな いかとある価値観からみるといくらでも自由に言えてしまうようなこと に対しては、だってそれは犯罪ですか、と切り替えしができますよね、所 沢市の条例では。議場に赤ん坊を連れて入ることは犯罪ではないよね、で も議場の運営ルールとしてはどうなんだ、それに対してはどうやって新し い秩序を作るんだ、という議論が展開すればよいのであって、品位に欠け るかどうかという議論ではないはずなのです。そういう意味では、今の所 沢の決め方には一定の根拠があると私は受け止めています。大いに幅を広 げて、品位に欠くことは一切だめだよというふうに正しいかというと、私 はむしろ逆に、そこについてはやや、品位に欠くということを例示的に刑 事事件云々というふうに言及することには、むしろメリットがあるのでは ないかと思っています。

他方、ハラスメントについて言うと、私はハラスメントをすること自体はそれこそ品位に欠く行動だと思うのですけれど、品位どころではない、人権侵害であると同時に、非常に品位に欠ける行動であるとも思うんだけれども、それはハラスメントについて、ここもまた難しいのは、やはり、本当に悪気はなかったんだ、というのは悪気がないのかどうかは別として、本人の悪気ではなく、された側の受け止め方によって決まることだと

いう原則がすごく大事なんですね。そのことについて、第三者が、ハラス メントをされたと受け止めた側から第三者にその旨を訴えることができ る機会が保障されていることが何よりも大事で、そこから後のいわば二次 的な、人権侵害を起こさないようにしながら、でも、事実を確定して適切 な対応を確定していくというプロセスを回していけるかどうか、でも入り 口として、一番何より大事なのは、ハラスメントをされたんだ、私は不当 に自分の人権を侵害された、自分の尊厳を侵害されたと思ったときに、本 人や、本人が非常に強い影響力を持っていると思えるような立場の組織や 人ではなくて、第三者的な立場で、その言い分をちゃんと公正に扱ってく れる場で訴えることができる、それは保障していかないと、これはおそら く、悪気がないからよいのではなくて、悪気がないがゆえにかなり困難な 問題だという受け止めをして、でも困難だから、やはり、皆の価値観が変 わるまで無理だよねと放り出すわけにはいかない問題として捉えるなら、 そこをかなり組織の作り方としては、負担の重い組織ではあるわけですよ ね。訴え出て、ちゃんと客観的にそれを審査してくれる場が確保されるこ とというのは、結構、それのための手立てを、制度を整えるというのは、 負担の大きいことではあるのだけれど、議会という場というのは、他方で、 悪意がなくてもハラスメントが結果として現象として起こりやすい構造 を持っていることは否定できないことだと思います。一つにはやはり、団 体意思を決定できる権限を、一人一人はその内の1票に過ぎないけれど、 それを委ねられている者として、行政職員との関係性において、一定の権 力関係があるからハラスメントとなりかねない、かつ、議員の立場に立っ てみると、行政という事実上、非常に大きな組織力が実際に、行政の執行 に入ると、公権力の行使という権力を持っている側に対して、住民代表で ある自分たちは、いわば公権力の被害者になりうる人たちを代弁している んだという意識にもなりやすい。ただ、議会の権能から言うと、議会側も また権力を持って、行政は何ができる、できないということについて決定 権を持っている立場にもなりうるわけで、そこは錯綜しているから、議員 は主観的には弱い者の立場に立って追及しているつもりだけれども、職員 から見ると、自分が担当している職場の仕事についての議案審査を盾にと って、何かを強要してくるとか、制度のことを盾にとって個別事案につい ての処理で要求してくるみたいになってくると、話は非常に錯綜してく る。なので、ハラスメントという切り口で、だけど、その認識のズレみた いなことを解決する手段を議会の中に公式に持っておくことというのは すごく大事だなと思います。

島田副委員長

次に予算の付託のところだが、先ほどの先生のお話を聞くと所沢市議会の場合、選抜型の予算常任委員会という形になり、分科会方式とは別の道を歩んでいることになっている。色々な議論があるところであるが、私の理解では、分科会方式ではなく選抜型の方式を採用したのは、予算に対し修正しやすいであるとか、決議を付けやすいであるとかがあり、段々と選抜型にシフトしてきた認識を持っているが、昨年4月の選挙後にこの新し

い仕組みを導入しており、先日の委員会である会派の委員から、始めたば かりなので、ここで変えてしまうのはどうかという意見が出てもいるけれ ど、1年経過して思うのは、選抜型は悪くはないと思うが、四常任委員会 で扱う分量が条例だけになってしまって、少し四常任委員会の活動自体 が、所管事務調査などはあっても小規模化してしまった。その上で予算常 任委員会のウエイトが大きくなってしまったというところもあり、今回議 論しているのは、特別会計、事業会計については、四常任委員会にお願い することによって、昨年、議会運営委員会でも議論されたが、予算を伴う 条例審査とズレが生じてしまうことが防げるであるとか、例えば、国民健 康保険特別会計であれば、所管の常任委員会の中で、一貫して最初から最 後まで条例を含めて完結できるということもあるので、特別会計、事業会 計については、四常任委員会に付託する。一般会計については、予算常任 委員会で審査を行うということで議論しているところである。

廣瀬参考人

ひとつは選抜することによって、委員全員で合意形成するよりも、もう 少し機敏に動くことができ、かつ予算修正案を作ることも少数で機動的に できるからということでしょうか。それがひとつのメリットであると思いますが、他方で結局、当初予算は全体に関わることであり、特定の選抜された方以外は、予算審議には手続き的に関わるチャンスがなくなってしまうということになり、かつ予算関連の条例について、常任委員会と判断が 違うといったことが起こったりすると、齟齬も生じるということで、組織

として確かに重くなりますが、とはいえ、33人です。予算は全員参加型 の方が総体的にメリットが大きいと個人的には考えます。

他方で、この予算の中でここに課題があって、これは修正案を作るべきであるとなった場合には、予算委員会の中で機動的にそのためのプロジェクトを起こして、実際には作業するチームに委ねて、このような方向に行こうということだけ全体会で決め、方向についての合意ができたら、そのチームも動きやすくなると考えます。選抜型だと委員外議員に対しての直接の関係性が制度的にない中で、予算委員会としてはこう判断したからこうであると修正案が出せるということになるので、どちらかというと全員参加型に向かっていった方が、いざという時も最後まで議会の結論に持っていきやすいのではないだろうかという感じがしています。

島田副委員長

以前、議会運営委員会で山陽小野田市議会に視察に行き、同じような感じでやっていたが、予算審査に関われないという議員の声も大きくて、分科会型に戻ったという話を聞いてきたところだが、対応いただいた議員の方は、機動性がよかったことで、修正やら決議が付けられたのがよかったと話されていたので、そこは我々も議論していかなければいけない。この状況になってから1年しか経過していないということもある。

廣瀬参考人

分科会方式と付帯決議とをどのように連動していくかについては、分科会に委ねる段階からそのようなことを予定して、それぞれの分担を見てもらうということをしっかりやっていくことと、各分科会から全体会を繋ぐ役目の人をしっかりと置いておく。それぞれの分科会の審査状況も共有しながら、予算委員会全体としては、当初予算の論点を特定し、ある論点について付帯決議をまとめようといったところをとりまとめていくようなことをしていけばいいのではないかと思います。

島田副委員長

次に議会BCPに移りたいと思う。3つの市議会から集めてたたき台を作ってみたが、いろいろと課題があり、ひとつ質問をしたい。

他の市議会のBCPを見ていると、発災してから3日まではこの動き、4日目からこのような動きをするということを具体的に明示したところもあるが、そのようにある程度細かく決めておいた方がよいものか。どう

いう作りにしていったらよいか、正直、悩んでいる。そもそも作り方につ いてアドバイスをいただきたい。

廣瀬参考人

発災から3日目などのフェーズの分け方というのは、災害対応の時に緊 急の非常事態というところから始まって、とりあえず避難所に移って、現 状はどうなるかの確認もなかなかできないという状況からスタートする。 携帯が通じていれば議員と連絡を取ることができるかもしれないけれど、 携帯の機能が停止してしまう状況であると、そもそも議員と連絡がつかな い人が何人もいるというような状況から始まって、一応所在が掴めて日常 生活に戻っていないけれども、復旧のための作業に着手しなければいけな い時期が次に来て、それから被害の程度によって、どのくらい長期に続く か分からないけれども、ある種、平常には戻っていないけれども、日常生 活をしながら、できるだけ旧に復するための課題をこなしていくという時 期で、何段階かに分けていく。それをおおよそ、最低必要となる日数を経 験則に基づいて決めていますが、例えば、東京ですと各オフィスビルに対 して、帰宅せずに3日間、飲食できるよう普段から備蓄してくださいと都 庁から言われています。公助が行き届くようになるまで、

最悪3日は掛か るから、それまでは、自力で何とかしてください。次に役所の機能が組織 的に機能し始めて、あらかじめ準備しておいた体制に基づいて、何らかの 作業が始まっているというのが4日目以降です。その時期、時期に議会は どうあるべきかと考えると、確かに段階ごとに違ってくるはずなので、そ れを持っておくということは、一定程度必要であると考えます。ただし、これは認識が甘いと怒られるかもしれないけれども、所沢市内全域において、3日間、ほとんど公助が機能しないかもしれないような状況を想定して、その段階を3日間設定するというルールを確保しておくことがそれほど必然的ではないと思います。特に風水害、地震等についてそれほどのことはなけれども、都市型の社会基盤が機能していないと生活が回らないことを、2011年には計画停電が始まって、我々は痛感させられました。電車が所沢まで来なかったり、一定時間、市内各地域が順繰りに停電になっていく中で、どのように市民生活を維持していくかなどを対応しながら、せいぜい考えなければならないことはこのぐらいという前提で組んでも大丈夫なのではないかとは思います。

島田副委員長

4日後に議会としてどういう対応をするか、例えば、必要があれば速やかに臨時会を開ける体制について議会BCPに明記しておくということが大事であるということか。

廣瀬参考人

まずは議員の所在安否の確認、それから何か緊急に会議を開くべきであれば、誰がイニシアティブを採って、どういう手続きを経て議長が会議の開催をするのか。あるいは、特別委員会を設置しようとすると本会議が必要になりますから、その場合にどうするか。そこまで至らない場合には、普段からどの常任委員会が対応するのかということを決めておけば、それ

で動けるとか、そのようなことを整理していくという感じでしょうか。

あとは、議会BCPのもうひとつの側面は、議会が組織として機能することを担保すると同時に、議員が個々の現場でばらばらに動いて、かつ行政との間でやりとりをするということを個別的にはやらないようにする、そのコミュニケーションのチャンネルをしっかりと位置付けると同時に、行政に設置される災害対策本部と議会とのインターフェイスを確立する。

松本委員

今回のコロナの関係からでしょうけれども、例えば、今回、所沢第一病院でクラスターが発生した時の市民の言い分は、議員は何をしているのか、どういう状況なのかということで、市民に分かりやすい情報提供ができないのか、ということだが、できないことを説明しても理解してもらえない人がいる。それと同じように災害の時の議員の動きに限界がある。仙台市長の講演を聞いた時にも議員は動かないでくれという結論だった。地域のまとめやくと自認している議員が災害時にどのように発揮したらよいか。

廣瀬参考人

コロナについて言うと現実問題として、誰が感染した、何が原因で感染したということについて、へたをすると人権侵害が起こりかねないということで、保健所等も相当、個人の特定に至らないように配慮しながら情報を出している。病院でのクラスターとなると、病院の近辺で暮らしている人にとってみると、不安でしょうがないことになります。しかし、どうゆ

うことをすればリスクがあり、どうゆう範囲であればほかの地域と違いが ないのか、という情報が行き渡っていないから余計に不安になって、何か 市から特別な情報を持っているのではないかと思われる人に問い合わせ が来てしまいます。そういった情報を持っていないと、なんだ役に立たな いではないかと思われてしまう。しかし、市民としても後になって冷静に 考えるとそのように言ったことは申し訳ないと思うかもしれないけれど、 その時は気分で口から出てしまったのだと、ある意味、流さざるを得ない。 流して受け止めるということも割り切っておく必要があるのかと思いま す。他方で、そうはいっても医療機関や福祉施設でのクラスターが現に発 生しているけれども、そこに勤めている人や入院している人など、実際に そこに関わりを持っている人や家族にとってはどうなのかということと、 単に立地している同じ地域に暮らして、別に施設に関わっているわけでは ない人にとってはどうなのかということについて、所沢市のように施設入 所型のクラスターが非常に高い割合で感染者が出ているところでは、そう いう情報は不足していると感じています。個々の議員が地域の人に伝える 役割というよりは、そういう情報を県、市、保健所から集約して、そうい うことを問いかけて、引き出してそれを議会からあるいは市役所から市民 に伝えるということをどのようにさせるかということだと考えます。

この感染症はストレスが溜まります。分からないことも多いですし、無 責任に分かりやすい情報と責任に配慮するが故に分かりにくい情報のど っちかしかなくて、この人が言っている情報を参考に冷静に判断すれば大 丈夫だと思える情報がなかなか見当たらないということもあって、議会が そういうことを判断していくための判断材料を有用に提供できるのが一 番、好ましいのですが。

矢作委員

先ほど議会として執行部に対して、一本化して取り組んでいくことが大事で、個々にやらないことが重要だという話であったが、議会としてまとめるとやはり最大公約数のところしか出せなくなって、それ以外の部分で住民からの要望があったりする場合に、提案しても議会としての括りの中に入りきれないということがある。そのようなことはどのように対処すべきなのか。

廣瀬参考人

あれが足りない、あれをやれ、こんなことはできないという話は、個別に入ると緊急事態の時に行政は往生してしまうので、そこについての回路を一本にすることが行政から見るとすごく大事になります。他方で回路を一本にしてという時に、議会の中での整理の仕方も重要で、議会でいろいるな情報をカットしてしまって、これしか伝えないというように議会の中がなってしまうと、今度は議会と行政のチャンネルが機能していないではないかということで、治まらなくなります。それが治まらなくなっていると、聞くところでは、議会版BCPでこのようにしようとなっていて、個別には動かないようにしようというルールで計画を持っているにも拘らず、個別に動く人が横行し、別に罰則はないだろうと言い放つような議会

が出てきているそうです。このようなことになると、結局ルールはあって も機能していないわけで、議会の中で、個々にこの人に対して何かやって あげてという話は別として、こういう点に行き届いていない、こういうと ころが見落とされていると提起しているのに、議会から行政に伝わってい かないとすれば、議会の中での仕切り方を改善しなければならない。そう いう観点では議会からでないと、なかなか行政に入りにくいような情報に ついては、少しノイズが入ったとしてもきめ細かくそのまま伝えたほうが よいというような仕切りを議会の中で予め図上演習的なことをやりなが ら、こういうことは一番先に議会が個別に掴んでくるから、こういう情報 を率先して流したほうがよいといった実感を、2年に一度でも図上演習を 議会で行う機会を設けて、そのような感覚を4年に1回、メンバーが変わ っていくので、再清算しながら議会から行政への情報流通が目詰まりする ことなく、個別にばらけることなく動くようにどのように流せばいいのか ということは、単に計画を作るとか、理念だけを言っていてもきっちり機 能するとは限りませんし、災害の時に演習できませんから、災害を想定し た演習ツールが世の中に生まれてきています。それを活用し訓練しておく ことが大事なのではないかと思います。フィジカルな訓練もやったほうが よいですが、意思決定や情報の流し方に関しての訓練はすごく大事だと思 います。

島田副委員長

議会BCP素案を作成して思ったが、ページ数が多くなるとどこに何が

書いてあるのか分かりづらくなることがあると思われる。基本的には所沢で起こり得る想定のものに基づいて、なるべくシンプルに、先ほどの情報の流し方やどのような形で委員会を開くかなどを分かりやすく記すほうがよいか。

廣瀬参考人

枝分かれが多く、ページ数が何十ページもあると、いざという時に皆が同じことをイメージして動かなければならないのであるから、情報量が多くなりすぎると皆が同じように共有するとは限らなくなるので、機能しなくなると思われます。

パッとそれ1枚を見て、そこから参照して別の頁を見れば判断がつくく らいにできるだけ収めるということがよいと思います。

【参考人に対する質疑終結】

越阪部委員長

委員会の活動報告を9月定例会で中間報告するということでよろしい ですか。

(委員了承)

休 憩(午後3時20分)

再 開(午後3時30分)

越阪部委員長

地方自治法第100条の2の調査委託について、委員会としての今後の 方向性を整理し、何を調査委託するかを決める協議を行いたいため、次回 の日程を決めておきたいと思います。9月定例会の会期日程が決まってい ませんが、次回の日程は、委員会審査(予備日)に当委員会を開催することとしてよろしいですか。

(委員了承)

散 会(午後3時35分)